

令和5年2月 農業委員会総会

令和5年2月9日（木）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時30分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一
5番	木我恭子		

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	斉藤孝壹
高崎孝	竹尾謙一
小島儀彦	小坂和男

2. 欠席者（農業委員）

2番 石渡潤一

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題

第1号議案	農用地利用集積計画について（5件）
第2号議案	農地法5条許可申請について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和5年2月9日（木）

古川事務局長 ただいまから令和5年2月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 皆様お疲れ様です。本日は議案2件の他、来週の視察研修についての打ち合わせを予定しています。本日もよろしくお願いいたします。

古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、3番 石橋義弘委員、5番 木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。なお、本日の総会は、議案2件その他となりますので、よろしくお願いいたします。

相京議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について説明させていただきます。貸付者は上本佐倉在住者、借受者は〇〇委員です。設定場所は、本佐倉の農地6筆で、地目は田、面積は合計で6,317㎡、利用計画は田です。賃借料は10aあたり17,000円です。設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の小島委員が本日欠席とのことで、事務局より補足説明がありましたらお願いします。

鶴 澤 主 任 主 事 小島委員から意見を伺っておりますので代わりに説明させていただきます。これまでは5年契約でしたが、〇〇委員から体調不良も考慮し3年契約で合意したとのことで、体調不良の心配はありますが現時点で既に〇〇〇〇2人が耕作を手伝っており労働力の確保に心配ないので問題ないと考えているとのことです。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2について事務局より説明願います。

古 川 事 務 局 長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2について併せて説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者・借受者とも上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地2筆で、地目は田、面積は1, 757 m²、利用計画は田です。賃借料は30, 000円です。設定期間は、1年

の再設定です。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号2の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 借受者が高齢になったことも考慮し設定期間を1年にしたと伺っています。再設定ですので問題ありません。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号3について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。貸付者・借受者とも成田市在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地1筆で、地目は田、面積は1, 268

m²、利用計画は田です。賃借料は1等米90kgです。設定期間は、10年の再設定です。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号3の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については竹尾委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

竹 尾 推 進 委 員 現地はきちんと耕作されており、再設定でもあるので問題ないと思います。

相 京 議 長 竹尾委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

木 我 農 業 委 員 前回の契約は5年で締結されていましたが今回は10年で年数が倍になっています。譲受人が現在70歳で、今後10年間耕作するのは大丈夫ですか。

鶴 澤 主 任 主 事 複数の方から水田を借り受けていて、借受期間が短いと手続きが煩雑になるため10年を希望したとのことです。状況によっては途中で合意解約となる可能性もないわけではありませんが、現状〇〇市等で大規模に水田を耕作されている方なので当面は大丈夫だと思います。続けられる限り長く耕作する意向とのことです。

相 京 議 長 他にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号4について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号4について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。貸付者・借受者とも上岩橋在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地6筆で、地目は田、面積は合計で8,731㎡、利用計画は田です。賃借料は10aあたり12,000円です。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、8ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号4の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については竹尾委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

竹尾推進委員 再設定でこれまでもきちんと耕作されており問題ないと思います。

相 京 議 長 竹尾委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4

につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号5について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号5について説明させていただきます。資料の9ページをご覧ください。貸付者・借受者とも成田市在住者です。設定場所は、篠山新田の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で8,594㎡、利用計画は畑です。賃借料は年24,000円です。設定期間は、3年の再設定です。位置につきましては、10ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号5の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については斉藤委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。

斉藤推進委員 現地を確認したところきれいに管理されており、再設定ですので問題ないと思います。

相 京 議 長 斉藤委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたら願います。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5
につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について事務局の説明
を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。
資料の11ページをご覧ください。譲受人は酒々井在住の共有者2名、譲渡人は下岩橋在住の共有者2名です。申請地は、下岩橋の農地1筆
で、地目は畑、面積は252㎡です。申請理由は、専用住宅の建設です。権利の種類は、使用貸借です。立地基準については、本申請地は、農用地区域
及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地
に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、
住宅ローン事前審査回答書が添付されており、過去に農地転用の違反等もな
いことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく
供することの確実性については、令和5年3月10日着工予定、令和5年7
月20日完了予定です。位置については12ページの位置図、13ページの
公図をご覧ください。土地利用計画図・給排水計画図については14ページを
ご覧ください。事業計画については、15、16ページをご覧ください。造成計
画については、軽く整地するのみで切土盛土は行わないとのことです。土地
選定理由は、親族が所有する本申請地が立地や金銭面で最良と判断したため
とのことです。水道については新規に上水道を引き込み使用します。雨水に
ついては、雨水浸透枡を設置し、宅内処理とします。汚水・雑排水について
は、合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流します。防災計画については、養
生ネットの設置等により工事資材の飛散防止に努め、周囲に迷惑がかからな
いよう配慮するとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策につい
ては、申請地西側及び南側が親族の所有する畑となりますが、本申請地の方
が標高が低く土砂の流出の可能性も少なく、日照への影響も少ないことから、
影響は少ないものと考えます。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員の補足説明については、私の方からさせていただきます。

相 京 議 長 本申請地は下岩橋地区の水田一帯から少し離れた場所で、登記地目は畑ですが相当前から耕作されていない状態です。譲渡人は譲受人と〇〇の関係です。本申請地の周辺には少し前まで杉の木が植えてありましたが、伐採されており、本申請地まで入りやすくなっております。正面の道路から細い進入路を奥まで入った場所でもあり、いろいろ探した結果この場所しかなかったという経緯ではないかと思えます。

相 京 議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。

相 京 議 長 それではこれから現地確認を行います。

(現地確認)

相 京 議 長 皆様お揃いのようなので、会議を再開いたします。農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので、入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請代理人 ○○○○○○○の○○と申します。今回農地法5条許可に関する申請をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請代理人 本申請は譲受人の○○○○様・○様夫婦が居住する専用住宅建設のための申請となります。当初は不動産業者を介し土地を探しておりましたが、金銭的な問題もありなかなか適当な場所が見つからず、○○様の○○○である○○○、○○○○○である○○○○の共有となっている本申請地に専用住宅を建てることで話がまとまりました。なお、本申請に入る前に一般専用住宅の建設に係る事務指針上の要件を満たすため他業者において建物の建ぺい率が22%以上となるよう分筆を行い、その上で計画図面等を設計し申請に至っております。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、採決を行います。第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては、許可相当にすることに決定し県に進達します。

相 京 議 長 次にその他について、事務局より説明をお願いします。

(視察研修について)

(委員改選について)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川 事務局 長 7日の火曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、7日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、7日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川 事務局 長 それでは、これで2月の総会を閉会いたします。